

湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）について

1. 概要

滋賀県が県内の複数市町に対して浄水（水道用水）を供給する事業が、湖南水道用水供給事業である。草津市は、滋賀県が運営する湖南水道用水供給事業から、一部浄水（水道用水）の供給を受けており、5年ごとに滋賀県が見直しをされている単価により、受水量に応じた料金（基本料金、使用料金）を支払っている。

参考：湖南水道用水供給事業の受水市町

草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、
甲賀市、東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町



滋賀県湖南水道用水供給事業の給水区域

2. 経過

湖南水道用水供給事業の県次期（令和8年度～令和12年度）料金単価について、昨今の物価高騰等による事業運営への影響を考慮し、滋賀県においては、施設の安定的な運用と将来にわたる維持・更新を着実に進めるための資金を確保していく必要があることを踏まえ、令和8年度からの湖南水道用水供給事業の県次期料金単価（案）を、この度、滋賀県から提示を受けたことから、その報告を行うものである。

3. 滋賀県からの提示内容

○湖南水道用水供給事業の県次期（令和8年度～令和12年度）料金単価（案）について

令和8年度から令和12年度までの間、基本料金は据置になるが、使用料金については、令和9年度から令和12年度までの間、県現行料金単価から約28%の値上げとなる。

※県流域下水道維持管理負担金単価の値上げ（予定）が同時期であることによる時期の調整等により、湖南用水供給事業の県次期料金単価（率）の適用が令和9年度からとなった。

『湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）』（円／m³）

区分	県現行料金単価	県次期料金単価（案）	
	(R 3～R 7)	(R 8)	(R 9～R 12)
基本料金 (改定率)	1,270	1,270 (据置)	1,270 (据置)
使用料金 (改定率)	29.2	29.2 (据置)	37.3 (27.7%)

4. 本市水道事業会計への影響額（見込み）について

令和9年度から令和12年度までの4年間で、1,458万円の負担増、単年度で平均約365万円の負担増となる見込みである。

※草津市における県水依存率は約2.7%であり、湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）による影響は、他市町に比べ少ないため、湖南水道用水供給事業の県次期料金改定にともなう本市水道料金の値上げは予定していない。

«湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）の影響額（見込み）»

（単位：千円）

	R9	R10	R11	R12	計
湖南水道用水供給事業の料金（値上げ前）①	43,620	43,620	43,620	43,620	174,480
湖南水道用水供給事業の料金（値上げ後）②	47,265	47,265	47,265	47,265	189,060
影響額（見込み）②-①=③	3,645	3,645	3,645	3,645	14,580

5. 他市町の状況

湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）により、県水の依存率が高い市町においては、水道事業の経営に大きな影響が生じる見込みであることから、今後の対応を検討されていると聞き及んでいる。

6. 今後の予定

令和7年11月27日（木） 県議会議案提出

令和7年12月中旬 市議会説明
(湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）について)

令和9年4月 湖南用水供給事業の県新料金単価適用（予定）